

企画セッション

主催：標準委員会、共催：原子力安全部会

IAEA IRRS（日本への総合規制評価サービス） ミッションを報告を受けた対応について

－ 検査制度の見直しに関する検討 －

司会進行 関村 直人（東京大学）

1. IRRSミッション報告書の概要と原子力規制庁の対応について
－ 原子力規制に係る検査制度の見直しについて －

金子 修一（原子力規制庁長官官房 制度改正審議室）

2. 新たな検査制度 － 課題と展望 －

勝田 忠広（明治大学法学部）

3. 総合討論

IRRS : Integrated Regulatory Review Service

(総合規制評価サービス)

- 2016年1月11日から22日にミッション受入れ
- ミッションチーム
 - 諸外国の原子力規制機関の専門家19名及びIAEA事務局職員5名の計24名
 - チームリーダー: フィリップ・ジャメ
(フランス原子力安全局コミッショナー)
 - 副リーダー: カール・マグナス・ラーソン
(オーストラリア放射線防護・原子力安全庁長官)
- 報告書は4月23日に送付され、4月25日に公開
 - IAEA安全基準への整合の観点から、13の勧告、13の提言がなされた。
 - 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、IRRSでの指摘事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言を行うこととなった。

議論の論点

- 保安院時代のIRRSミッションとの違いは何か
- 検査制度の枠組みと運用：米国ROPとの比較
 - 全ての検査の責任主体は事業者
 - 全ての保安活動に対する実効的な監視・評価
 - パフォーマンスベース：事業者の保安活動の実績を反映
 - リスク・インフォームド：リスク情報の活用
 - 検査官のフリーアクセス

議論の論点(続き)

- 検査制度の運用における実効性の確保
 - － 規制側と事業者のコミュニケーションを効果的に進めるためのポイントは何か
 - － ガイド・マニュアル類の整備と公開によって、運用の透明性と予見可能性は確保しうるのか
 - － リスク変動が大きい段階への移行の「節目」での検査は、国民への期待に応えることになるか
 - － 検査官の力量確保、トレーニング等は、どのように計画、進捗するのか
 - － 以上に関する制度の試行期間での論点は何か